

## 令和2年第7回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和2年7月10日（金） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所51号会議室

出席委員 13人

古城 義郎（会長）

内田 浩明（副会長）

前田 博礼

徳山 孝介

成徳 親幸

中尾 純一

濱崎 仁道

山川 英昭

福田 榮一

前田 真也

濱田 陽子

齊藤 健

上田 清史

欠席委員 1人

畠田 香織

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔

次長 田中 雅之

書記 坂西 正光

書記 原 英寿

## 議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について（転用申請）

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第40号 事業計画変更承認申請書について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積  
計画について

報告第18号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について

報告第19号 取り下げについて

報告第20号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第21号 時効取得を原因とする農地の所有権移転について

その他

議長（会長） それではただ今より令和2年第7回の総会を開催いたします。本日は14名中13名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題6件、報告4件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第36号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）議案第36号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

4件です

受付番号1

（譲渡人）熊本市中央区帯山五丁目の個人

（譲受人）荒尾市樺の個人

（土地の所在地）樺の田、面積 500 m<sup>2</sup>

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されてない農地でしたが、これを機に野菜をつくるということでした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号2

（譲渡人）荒尾市川登の個人と親

（譲受人）荒尾市川登の個人

（土地の所在地）野原の畠（現況・その他）、面積 9.91 m<sup>2</sup>

（譲渡理由）生前贈与

（譲受理由）生前贈与

先月の定例会において、今回と同じように、生前贈与で農地8筆3条許可をうけたが、今回1筆だけ農地が残っていたので申請がありました。現地の状況ですが、申請人も申請場所が分からぬとのことでした。登記簿謄本には、国調現地確認不能との記載があり場所の確定ができませんでした。旧字図で確認

すると農地ではなく、特定できないですけど里道の一部になっているような感じでした。所有権移転後、土木課を交えて話し合いが必要となってくると思います。

#### 受付番号 3

(譲渡人) 大阪市此花区西島一丁目の個人

(譲受人) 荒尾市高浜の個人

(土地の所在地) 高浜の畠、面積 314 m<sup>2</sup>

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地は現在ミニトマト等を栽培しており、きちんと管理されている農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

#### 受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市金山の個人

(譲受人) 玉名市岱明町の個人

(土地の所在地) 金山の田、面積 1,414 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 1,993 m<sup>2</sup>

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されてない少し荒れた農地でした。これを機に耕作されるということでした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第36号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。それでは受付番号1について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、申請者が今年3月に5条申請し許可を受けた場所の真横で、農地の所有者が農地の購入についても相談したところ快く承諾されたとの事。申請者は高齢であるため、妹の長男が農家で「何か耕作します」と了承された。何も問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地について、道路なのかも分からぬ場所だった。申請人に確認したが昔その辺を売却したことがあり、その残りだろうとの話だった。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について担当委員は説明をお願いします。

委員 譲渡人と譲受人については、義理の兄弟。義姉（譲渡人）が大阪から荒尾市に戻ってくることがないので義理の弟に農地を譲渡したいとの話だった。農地はきちんと管理されていましたので問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号4に

について担当委員は説明をお願いします。

委員 前回、前々回にも農地の購入をしており、この地域を全部購入していきたいとの事でした。規模を拡大し、段々を解消し一枚の農地にしたいとの事でした。将来的にも農業を拡大していきたいとのことでした。

議長 この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

委員 前回までに購入した農地は、耕作した実績がないため農業委員会としても継続して観察していかなければならないと感じている。

事務局 まとめて耕作するということで約束通り 6 カ月を過ぎたぐらいからもう一度現地を確認して、あまりにもひどいようであれば耕作の計画を提出してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 耕作実績がない場合に転用をしたいなど言ってきた場合に、耕作実績がないため、だめだですよといえることができるのでそこは注意して見ていただきたいと思います。

議長 この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による転用申請について、事務局から説明をお願いします。

1 件です

受付番号 1

(申請人) 福岡県大牟田市大正町三丁目の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 206 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅 第 3 種農地

現地の状況ですが、農地と雑種地があり、住宅の一部が農地に係つてくる転用であります。その他、駐車場、通路となります。農地は分筆して、住宅の一部

分の農地は転用、残った部分は農地として残しておくとの事。申請農地は何も耕作されてない農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第37号 農地法第4条の規定による転用申請については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請者が所有する広い土地の中に雑種地と農地が一緒になっていました。その中に自分の家を建てるということでした。隣接する農地等も申請者所有のものなので、問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

#### — ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第38号 農地法第5条の規定による所有権移転について、事務局から説明をお願いします。

2件です

受付番号 1

(譲渡人) 大阪府大阪市阿倍野区阪南町7丁目の個人

(譲受人) 大阪府大阪市北区東天満一丁目の法人

(土地の所在地) 平山の畠、面積 921 m<sup>2</sup> 他 1 筆 合計 1,485 m<sup>2</sup>

(転用目的) 太陽光発電設備・貸駐車場 第2種農地(始末書添付)

現地の状況ですが、申請農地はすでに太陽光発電設置済みの部分と何も耕作されてない農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 福岡市早良区重留七丁目の個人

(譲受人) 荒尾市東屋形二丁目の個人

(土地の所在地) 東屋形一丁目の畠、面積 304 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅 第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は住宅街の中にある少し荒れた農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第38号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは受付番号1について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、事務局が説明された通りにすでに太陽光発電設備が設置されておりました。始末書も添付されており、特段何も問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 申請地周辺は住宅地であり、農地もなく何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第39号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定について、事務局から説明をお願いします。

2件です

受付番号 1

(貸出人) 荒尾市上井手の個人

(借受人) 荒尾市上井手の個人

(土地の所在地) 上井手の樹園地、面積 499 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅 第2種農地

現地の状況ですが、申請農地はみかん畠だった農地を住宅用だけ分筆したもので、何も耕作されてない保全管理した農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 2

(貸出人) 荒尾市牛水の個人

(借受人) 荒尾市牛水の個人

(土地の所在地) 牛水の畠、面積 499 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅 第1種農地(集落接続)

現地の状況ですが、ここは元々農地 649 m<sup>2</sup>あったところを住宅建設のため分筆したものです。第一種農地ですが、集落接続ということでの転用申請です。

申請農地は、何も耕作されてない保全管理された農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第39号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは受付番号1について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、事務局が説明されたとおりで、何も問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 申請地農地について特段問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第40号事業計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いします。

1件です

受付番号1

(当初計画者) 福岡県春日市須玖北一丁目の個人

(土地の所在地) 万田の畠、面積 338 m<sup>2</sup>

(変更理由) 駐車場

家を建てる予定で平成29年に農地法第5条申請の許可を受け土地を購入。家を建てる準備をしていたが、勤めている福岡市内の会社で人事異動となった。時間外勤務が多くなり、申請地から福岡市まで通勤することに無理があると判断、家を建てるこの伸ばす事にした。そのままにしていると雑草も生え、周囲民家に迷惑をかけるため貸駐車場として利用するとの事でした。

現地の状況ですが、申請農地は、許可後に家を建てようとしていたので何も耕作されてない農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討し

た結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第40号 事業計画変更承認申請については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。それでは、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地につきましては、周辺に農地はなく、すでに駐車場になっており、何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

### — ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

#### (事務局説明)

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧下さい。今回は、令和2年7月15日の公告予定です。今回が5回目の利用権設定となっております。

今回の設定面積ですが、利用権設定の再設定が10年の樹園地1,208m<sup>2</sup>、所有権移転1件(田1,590m<sup>2</sup>・畑1,350m<sup>2</sup>)です。第1回からの累計で186,437m<sup>2</sup>となっております。

#### 1 件目

##### 利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市菰屋の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の樹園地(3筆)、合計面積1,208m<sup>2</sup>です。利用目的はぶどうで、期間は令和2年7月15日から令和12年6月30日までの10年間(使用貸借)です。

2件目

所有権移転

(譲受人) 荒尾市樺の個人

(譲渡人) 福岡県那珂川市松原の個人

(所有権移転する土地) は、樺の田、面積 1,590 m<sup>2</sup>、樺の畑、面積 1,350 m<sup>2</sup>、です。

利用目的は野菜で、所有権移転の時期は、令和2年8月1日です。

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画を終了したいと思います。続きまして報告事項について、事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第19号 取り下げについて

報告第20号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第21号 時効取得を原因とする農地の所有権移転について

議長 ありがとうございました。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか。

— ( 「なし」 の声あり ) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農地意向カードについて
- 荒尾ふるさと元気便について
- 高収益作物時期作支援交付金について
- 臨時総会の開催について
- 農業委員の辞令交付式について
- 農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式について
- 全国農業新聞の購読について
- 農業委員会委員互助会について
- 令和2年度第1回農業委員会女性委員研修会について
- 農業委員会玉名地方協議会総会について

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

— ( 「なし」 の声あり ) —

議長 それでは、これをもちまして令和2年第7回総会を終わります。